

会議の名称	第2回学校生活部会				
開催日時	令和8年6月23日（火）	午後	6時00分から		
		午後	7時30分まで		
開催場所	本庄市役所 6F大会議室				
出席者	太田 和成	部会長	海澤 弥生	副部会長	
	青柳 実紀	部会員	湊 紗苗	部会員	
	光野 博	部会員	稲村 透	部会員	
	石川 真義	部会員	中村 友紀子	部会員	
	根岸 紀之	部会員	木村 正	部会員	
	芝崎 昇	部会員	打越 瑞枝	部会員	
	福島 志乃	部会員	金子 勝	部会員	
	事務局				
	次長兼教育環境整備課長		小島 哲		
	学校教育課長		西田 真吾		
	教育環境整備課長補佐		市川 宝生		
	教育環境整備課長補佐		山田 健		
	教育環境整備課		松島 佑介		
教育環境整備課		宮原 又三郎			
欠席者	石田 正寛 部会員				
議題 (次第)	1 開 会				
	2 あいさつ				
	3 議 題				
	(1) 統合準備委員会の協議結果について				
	(2) 体育着について				
	(3) 通学用バスについて				
	(4) その他				
	4 事務連絡				
	5 閉 会				

様 式

配 付 資 料	1 本会議の席次表 2 次第 3 【資料１】第２回学校生活部会資料
その他特記事項	
主 管 課	教育環境整備課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（山田）	本日はお忙しい中、「第2回学校生活部会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、教育委員会教育環境整備課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして、報告と配布資料の確認をさせていただきます。 はじめに、本日、石田部会員から欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。 本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱第7条に基づき、本会議は公開いたします。同要綱第8条の規定により、本会議の開催につきまして、市ホームページで公表しております。 次に、同要綱第9条の規定により、傍聴人につきましては、傍聴希望者はありませんでした。また、会議録等の作成のため、事務局にて本会議の開催風景の撮影及び録音をさせていただきます。あらかじめご了承ください。 次に、会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、部会員の皆さまに事前に郵送させていただいております。本日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。 それでは、資料の確認をさせていただきます。 1点目としまして「本会議の席次表」 2点目としまして「次第」 3点目としまして「【資料1】第2回学校生活部会資料」 以上、計3点でございます。 資料に不足はございませんでしょうか。ご確認ありがとうございます。 報告や資料の確認につきましては、以上でございます。

	それでは、これより会議を開催させていただきます。 次第の２番、太田部会長より、あいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。
部会長	本庄東小学校の太田です。よろしくお願いいたします。本日は主に体育着と通学用バスについて、協議すると伺っております。ＰＴＡ代表の方、それから未就学児保護者代表の方の意見を中心に、各立場から様々な視点で話し合いを進めていただけたらと思います。円滑な協議にご協力の方よろしくお願いいたします。
事務局（山田）	ありがとうございました。 続きまして、次第の３番「議題」に移らせていただきます。議題の進行につきましては、要綱第６条第２項の規定により、部会長が議長となっていくこととなっております。これからの議題の進行につきましては、太田部会長にお願いしたいと思います。太田部会長、よろしくお願いいたします。
議長	部会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、進行を務めさせていただきます。 会議のスムーズな運営に、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、早速、議題に入らせていただきます。 はじめに、議題（１）「統合準備委員会の協議結果について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（松島）	議題（１）統合準備委員会の協議結果について、ご説明します。 資料１の２ページをご覧ください。ページ番号は資料の左下にありますのでご確認ください。 第３回統合準備委員会を令和８年５月７日木曜日に開催しました。 報告内容としましては、第１回学校生活部会の協議結果になります。 体育着の作成については、６月から協議が開始する旨を報告しました。 また、通学用バスについては、令和８年度は停留所の設置場所について協議をする予定と、藤田地区及び仁手地区の各団体に停留所の候補地について検

	討を依頼した旨を報告しました。 統合準備委員会の協議結果、修正事項はありませんでしたので、予定通り進めて参ります。 つづきまして、3ページをご覧ください。 統合準備委員会にて、委員よりご意見がありましたので、ご報告します。 体育着について、 1点目、新たな体育着を作成する場合、現状の体育着を取り扱う販売店や製造業者の収入の話になるため、事前に通知や説明をする等、学校が板挟みにならないように進めてほしい。 2点目、藤田小学校では以前より販売店と協議している。新しい体育着を作成する場合は、統合まで2つの体育着が共存する形になってしまうが、保護者には買い替え時期に新しい体育着を購入してもらう形になると考えている。 3点目、本庄東中学校区の小学校の統合となるため、本庄東中学校のジャージや半袖短パンを使う案もあると思います。各小学校で販売店や製造業者との調整を行っていくことは難しいので、事務局がまとめてスケジュールの設定や業者との交渉等を考えてほしい。 4点目、2年間で作成するスケジュールになっているが、校名や校章を入れるとなると難しいのではないかと。期間の設定を含めて、事務局で先頭をきって学校生活部会で協議してほしい。 4ページをご覧ください。 つづきまして、通学用バスについて、統合準備委員会の委員からのご意見となります。 1点目、地域によっては道路事情や道路の幅に問題があるので、バスの種類を考慮してほしい。 2点目、帰りの時間が学年によって異なるので対応してほしい。 統合準備委員会でのご意見は以上となります。 事務局としましては、統合準備委員会でのご意見を尊重し、体育着の協議につづきましては、学校、保護者、地域の皆さまのご意見を重視しつつ、販売店
--	---

	や製造業者とも情報を共有しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 議題（１）の説明は以上となります。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。
	(質疑なし)
議長	続きまして、議題（２）「体育着について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（松島）	議題（２）体育着について、ご説明します。 ５ページをご覧ください。 体育着につきましては、前回ご説明しましたとおり、新たに作成するかなど本日皆さまに２点協議をお願いしたいと考えています。 協議の前に、統合準備委員会のご意見を踏まえまして、販売店などについて事務局で調査した内容について協議の参考としてご説明します。 まず、現在の体育着の販売店につきましては、５ページの表のとおり、本庄東小学校はアンモール、藤田小学校はみどりや、仁手小学校はマシモ商店、本庄東中学校はアンモールやキャンパス 39 など複数店で取り扱いをしています。 また、本庄東中学校の体育着を製造するトンボ学生服に確認したところ、現在販売されている本庄東中学校のモデルは成人用のサイズしか製造されていないとのことでしたが、児童用のサイズを作成する場合には、工場等の調整に２年程必要とのことでした。 ６ページをご覧ください。 ３小学校の体育着を取り扱う販売店に対しまして、体育着が変更となる際の懸念点やご意見を伺いました。 １点目、販売店としては現在の体育着を継続することが一番望ましい。 ２点目、体育着が変更となる場合には、在庫管理のため決定から販売まで期間を設けてほしい。

	3 点目、取引のある製造業者であれば、在庫を管理しやすい。 4 点目、新たに作成する場合には、体育着（半袖短パン・ジャージ上下）を 1 つの製造業者にまとめた方が良い。 5 点目、新たに作成する場合には、現在取り扱っている製造業者すべてに周知した方が良い。 6 点目、保護者が注文してから時間が掛かりすぎない製造業者が良い。名前の刺繍も時間が掛かることがある。 以上、協議の参考としていただきたいと思います。 つづきまして 7 ページをご覧ください。 本日、皆さまに協議していただく事項の 1 つ目になります。 新たな学校の体育着について、指定するか指定しないかについて協議をお願いします。 指定する場合の事務局案としまして、資料に 3 案を揚げさせていただいております。 案 1 は新たなデザインとして体育着を作成するものになります。 新たな小学校になりますので、皆さまの思い等を踏まえてデザインを考えることが可能となります。この案の場合には、学校生活部会でデザインなどの仕様を決定後、販売店や製造業者にサンプルを作成してもらい、学校生活部会で選んでいただくことを想定しています。 案 2 は 3 小学校のデザインを引き続き使用するものになります。 3 小学校の伝統を引き継ぐことや、販売店に対する配慮を含めた案となります。どの小学校の体育着を引き継ぐか、またジャージはどこの小学校で半袖はどこの小学校など皆さまに協議していただき、学校名等細かな修正を行って使用することを想定しています。 案 3 は本庄東中学校と同じデザインを使用するものになります。 こちらは統合準備委員会のご意見にもありましたが、保護者の買い替え等を考慮して中学校でも長く使えるように、本庄東中学校の体育着と同じデザインとします。この案の場合には、学校名等細かな修正を行って使用すること
--	---

	を想定しています。 つづきまして、指定しない場合は、案４としまして一部指定なしを含めて自由とするものです。 半袖だけ指定するなど一部指定するものにつきましては案１と同じ流れになりまして、学校生活部会で仕様を決定後に販売店や製造業者にサンプルを作成していただきますので、皆さまで選んでいただくことになります。 また、自由とする場合にも、大枠のルールとして、色や素材の指定など、児童の安全性や華美なものになりすぎないなど、最低限のきまりについては作成していただくことを想定しています。 ただいまご提示した４つの案以外でも、皆さまが協議する中で違う案があれば提示していただきたいと思いますので、活発な協議をお願いいたします。 議題２の途中になりますが、一度説明を終わらせていただきます。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、協議事項が１点ございました。 新たな学校の体育着について、指定して作成する場合には案１から３のどのようにしていくのが良いか、または指定せず自由とするほうが良いのか、皆さんで協議をしたいと思います。 本日は座席が小学校区ごとに集まっていますので、まずは小学校区の皆さんで話し合っていただきたいと思います。その後、各小学校区で意見をまとめて発表していただきたいと思います。 それでは、時間を１５分程設けますので、６時３０分まで話し合いをお願いします。
	(１５分間 協議)
議長	時間になりましたので、本庄東小学校区から発表をお願いします。
部会員Ａ	本庄東小学校区の案としては、案３の本庄東中学校と同じデザインです。本庄東中学校では３小学校が集まりますので、小学校からそのまま使えた方が良かったと思います。色分けがありますが、新１年生に対して色を指定する学校説明会があれば良いと思います。
議長	ありがとうございました。つづきまして、藤田小学校区をお願いします。

様 式

部会員B	藤田小学校区では今の意見と反対になってしまいますが、案3の本庄東中学校と同じデザインにしても、小学校名がまだ決まっていないため、中学生になったときに、結局買い換えをしなくてはいけないという意見がありました。また、小学生と中学生の区別がつきにくいという意見もありました。
議長	どの案が良いか話がありましたか。
部会員B	結局、新しくデザインしなくてはいけないと思います。
議長	案1ということでよろしいでしょうか。
部会員C	補足になりますが、本庄東中学校体育着の胸の本庄東と書いてある部分に、ワッペン等で新しい小学校の名前を貼り付けておき、中学に上がったら剥がして使用するような工夫ができるのであれば、6年生の子で中学に上がったときにそのまま引き継げると思います。こうした対応が可能であれば案3でも良いと思いますが、難しいのではないかとこの意見がありました。
議長	ありがとうございました。最後に、仁手小学校区お願いします。
部会員D	仁手小学校区では、保護者の負担を考えると体育着を買い換えても中学校でそのまま使えるという部分で、案3が良いという意見が出ました。ただ、中学校で新たなスタートを切るという意味で、気持ちの切り替えをさせたいという子ども視点の意見も出ました。その場合、案1も良いのではないかとこのことで、まとまってはいないのですが、案3と案1について話し合いました。
議長	活発なご協議ありがとうございました。本庄東中学校のデザインで学校名が変わった場合にどうなるかという不確定な部分があったのですが、そちらについて事務局で何かご説明等ありますか。
事務局	本庄東中学校のジャージを取り扱うトンボ学生服に確認をしたところ、本庄東中学校のジャージと半袖短パンでは、学校名や校章が入っており、さらに半袖には、肩に東中でデザインされたマークが入っています。 そちらについては、例えば校名無しにしてしまうということも可能と伺っています。仮に案3または案1の新たなデザインになった場合には、次回以降デザインの仕様について皆さんに協議をしていただく予定です。小学校の間では校名は無しにして、中学校に入ったら校名が入れられるようにする等、協議していただきたいと思います。

議長	本庄東中学校と同じデザインの方が流れがスムーズであるという意見、一方で区別がしづらくなるという意見もありました。 各学校区で出た意見を聞いていただき事務局の説明を踏まえて、さらにもう1度10分程度お時間取りたいと思います。確認ですが、今のところ指定するかしないかでは皆さん指定する方向で考えている認識でよろしいですか。
	(異議なし)
議長	指定する案1～3の中でもうすこし話し合いをしていただきたいと思います。先ほど出た意見を参考に10分ぐらいお時間取りたいと思いますのでお願いします。
	(10分間 協議)
議長	再度まとめたことを本庄東小学校区から発表をお願いします。
部会員A	確かに小学校6年生が大きくなると中学生と見分けがつかないと思うのですが、本庄東中学校は部活の後に体育着で帰る生徒が多いと思われます。対して本庄東小学校下校時は体育着から私服に着替えます。学校内でも学年別色分け帽子があり、体育着で活動するときは帽子を被っているため、見分けがつかないという心配はないと思います。
議長	藤田小学校区をお願いします。
部会員B	デザイン自体は本庄東中学校と同じデザインを使用し、例えばジャージのラインをなくす等シンプルにして、中学校にあがる際には、そのまま使ってもいいとすれば、買い換えをせず、買い足す際に新しい本庄東中学校の体育着を買えば、経済的に助かるのではないかという意見がありました。
議長	仁手小学校区をお願いします。
部会員D	本庄東中学校のデザインで、小学校の段階ではマークを入れない状態で、中学に入ったときにワッペンが貼れるといった、仕様の部分で切り替えができると良いという意見が出ました。
議長	ただいまの3小学校区の話を見ると、案3の意見という認識でよろしいでしょうか。 また、細かい仕様部分については次回の9月の部会で詰めていく形で何かご意見等ございますでしょうか。

	(異議なし)
議長	それでは、案３の方向で進めていくという形で、統合準備委員会の方に報告をさせていただきたいと思います。 それでは、資料の続きの説明を事務局よりお願いします。
事務局（松島）	議題２の続きをご説明します。 資料の８ページをご覧ください。 本日皆さまに協議していただく事項の２つ目になります。 先ほど協議していただいた新たな学校の体育着につきまして、いつから使用開始とするか協議していただきます。 事務局案としまして、資料に２案を揚げさせていただいております。 案１としましては、令和１１年４月または令和１２年４月の３小学校の統合前に使用開始する案となります。 案２としましては、令和１３年４月の新たな小学校の開校にあわせて使用開始する案となります。 ２つの案のメリット・デメリットにつきまして、下の表にまとめておりますが、次のページであわせてご説明します。 ９ページをご覧ください。 案１と案２の体育着の購入年度を表にしたものになります。 表の青色の部分が統合時に対象となる児童となります。 また、旧の箇所が現在の３小学校の体育着を購入する児童となり、新の箇所が新たな体育着を購入する児童になります。 旧スラッシュ新となっている箇所は現在の３小学校の体育着を購入しているが、新たな体育着に買い替えが可能な児童となります。 上の案１では、統合前から新たな体育着を購入可能としています。 販売時期につきましては、今後販売店や製造業者との調整次第になりますが、今回は仮に令和１１年４月から購入可能な場合でお示ししております。 案１のメリットとしましては、体育着の買い替え時期を長くできる点になり

	ます。 案１の表の赤いマルをご覧ください。令和１０年度に入学する１年生は現在の小学校の体育着を購入することになり、統合する令和１３年度に４年生で新しい体育に買い替えとなります。 下の案２では統合年度の令和１３年度から新たな体育着が購入可能とするため、赤いマルの令和１２年度に入学する１年生は現在の小学校の体育着を購入し、１年で買い替えとなってしまうことがデメリットとなります。 反面、案１では統合前の３小学校で現在の体育着を着る児童と新たな体育着を着る児童が混ざり合ってしまうことがデメリットとなり、案２ではその心配がないことがメリットとなります。 また、案１の場合には、現在進めている新たな学校の名前や今後進める予定の校章の進捗具合に対しまして、新たな体育着の使用開始時期によっては、体育着のデザインに校名や校章を入れることに支障をきたす可能性がございます。 ただいまご説明しましたメリット・デメリットを参考に、新たな体育着の使用開始時期について、協議をお願いいたします。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして協議事項が１点ございました。新たな体育着の使用開始時期について、案１として統合小学校の開校前から使用を開始した方が良いのか、案２として統合小学校の開校に合わせた方が良いか、皆さんで協議をしていただきたいと思います。 １０分程度、７時１０分まで時間を設けますので、小学校区の皆さんで話していただき、発表していただきたいと思います。
	(１０分間 協議)
議長	時間となりましたので、同じように本庄東小学校区から発表をよろしく願いします。
部会員Ａ	最初から統一は難しいと思うので、混在する期間があつて、段々と統一していく形がベストだと思います。
議長	続きまして藤田小学校区お願いします。
部会員Ｃ	案２で考えました。令和１２年に小学１年生になる子は、令和１３年統合で

	1年間だけ旧小学校の体育着を着ることになるので、本庄市で買い替えの補助を100%していただければという意見が出ました。また、令和11年、10年の1年生に対しましても、令和11年は50%、令和10年は25%等、割合の補助を出していただければ、旧小学校で混ざったりもせず、運動会も混在しないという意見が出ました。
議長	仁手小学校区お願いします。
部会員D	仁手小学校区では案1、案2どちらでも対応できるという話になりました。案1は新旧が混ざるデメリットはありますが、児童としては学校でそういう時期を過ごしたという記憶が残ることも良いのではないかと話になりました。案2では急に变えることで保護者の負担はあるのですが、どちらでも大丈夫という話し合いになりました。
議長	ご意見の中で、補助という話が出たのですが、事務局の方で補足等ございますか。
事務局	資料の中で令和11年4月と令和13年4月の開校に合わせた場合とでそれぞれ案1、案2があるのですが、事務局としては13年度統合以降に新しい体育着と古い体育着が混在してもよいという想定をしております。 他の学校とも調整をさせていただき、学校長からも同意見であることを伺っています。 ですので、事務局は統合を機に1度新しい体育着に変えなくてはならないという考えはありません。新しいデザインとした場合、準備ができ次第販売するか、統合前に販売した場合は、統合前の学校で新しいものと古いものが混在します。また案2の様に13年統合に合わせて販売する場合、現在の統合前の学校では古い体育着でいて、新しい統合小学校になった際に、新しいデザインを買っていただく、ですがその中でも古い体育着が混在することは可能であると事務局は考えています。 事務局としましては、買い替え時期を長い期間とって販売することによって、保護者の負担をなるべく軽減できればと考えておりますので、購入にあたっての補助は考えておりませんのでご理解をお願いいたします。
議長	今の点に対してご質問やご意見等お願いします。
部会員F	買い替えの補助がない点は残念です。

	混在が問題ないのであれば案１でどんどん変えていった方が良いというか、それ以外ないと思います。 統合前の統一感を出すために案２があると思っていたのですが、混在しても良いのであれば案１になります。令和１３年の開校時点で混在するよりも、早くから買い替えできる方が良いと思います。
議長	仁手小学校区では案１、案２どちらでも対応できるというお話でしたが、今の話では案１の方がより早くから変えることができるメリットがあるという話でしたがどうでしょうか。
部会員D	案１の買い替え期間が長い方が良いと思います。
議長	では、学校生活部会としましては、案１の方で進めることが望ましいと統合準備委員会に報告をしたいと思いますが、ご意見のある方はいらっしゃいますか。
	(異議なし)
議長	体育着の使用開始時期については、案１で進めたいと思います。 それでは、資料の続きの説明を事務局よりお願いします。
事務局（松島）	１０ページをご覧ください。 今後の流れについて、ご説明します。 本日６月２３日の第２回学校生活部会で皆さまに協議していただいた方針をもとに、事務局で販売店又は製造業者に対しまして調整を始めさせていただきます。 次回の９月１４日の第３回会議では、調整の結果をお伝えするとともに、新たな体育着の仕様について、皆さまに協議をお願いする予定となります。 第３回会議の結果を販売店又は製造業者に伝え、１１月２７日の第４回会議の際には、作成までのスケジュールをお示ししたいと考えております。 また、体育着の他、赤白帽子や体育館履きの取り扱いにつきましても、協議をお願いする予定になります。 ただいまご説明しました流れにつきましては、協議の進み具合は当然ですが、販売店や製造業者との調整した結果によって変更となる可能性があります。

	すので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。 議題（２）の説明は以上となります。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。
	（異議なし）
議長	それでは続きまして、議題（３）「通学用バスについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局（松島）	議題（３）通学用バスについてご説明します。 資料の１１ページをご覧ください。 通学用バスの停留所の設置場所につきまして、前回の会議の際に藤田小学校区と仁手小学校区の委員の皆さまに各団体で設置場所の候補について１０月末を目途に検討していただきますようご依頼しました。 本日は、各団体の検討状況をお伝えいただくとともに、検討の際にでた課題や疑問点がありましたらお話いただき、共有させていただきたいと思います。 また、停留所の検討をご依頼させていただきました部会員の皆さまには、参考資料としまして、本日、各自治会の地図を配布させていただいております。 検討の際にご使用していただくとともに、事務局に報告の際には、そちらの地図に停留所の候補地についてマーキングをしていただき、ご提出していただきますようお願いいたします。 議題（３）の説明は以上となります。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、各団体での検討状況を確認していきたいと思います。 停留所の候補地について、自団体での検討状況と課題について資料の順にお願いします。 最初に藤田小学校ＰＴＡよりお願いします。
部会員Ｆ	鵜森地区ですが、自治会の加入条件により本庄東小学校に通っている子どもたちが結構います。その辺をどう取り扱うのか疑問に思います。寿３丁目の

	地区ですが、元々は鶴森の住所が途中で変わって、学区は藤田小学校になるのですが、本庄東小学校に通っている子がいると思います。
議長	続きまして、藤田小学校学校運営協議会よりお願いします。
部会員 B	鶴森地区以外については基本的には集落センターで検討しています。バスが停まる必要もあり、道端ではなく、子どもたちが集合場所でふざけ合っても大丈夫なところで検討することがまず一つの基準になると話をしています。
議長	続きまして、藤田小学校区自治会よりお願いします。
部会員 G	各自治会長と相談をしてないのですが、基本的には集落センターで集合して乗り合わせるという考えでおります。各自治会長とよく進めたいと思っております。
議長	続きまして、仁手小学校 P T A よりお願いします。
部会員 H	仁手では副部会長と相談して、上仁手等、集落センターで良いところもあれば、道路の道幅やバスの大きさによって入れるところと入れないところがあります。安全面を考慮した場合にどういうところが良いか不安もあります。田中や久々字等、2ヶ所をお願いしたい場所があります。田中は道路の端に停まらないといけない場所になりますので、バスの大きさ等も知りたいところです。
議長	続きまして、仁手小学校学校運営協議会よりお願いします。
部会員 I	仁手小学校の学校運営協議会は、5月に協議を行いました。現役の親御さんの意見が中心で良いとは思いますが、協議会としても案をまとめました。 停留所設置場所の例として前回の会議で挙げていただいた場所で、おおむね合意ですが、いくつか追加をお願いしたいところが出ました。 1番として仁手地区に関する要望としては、仁手集落センターに加えて仁手小学校の敷地付近または周辺の安全な場所にも停留所を設置していただきたいということでした。仁手地区は横長の地区になるので1ヶ所の停留所では足りないという意見が出ました。 田中地区は先ほど P T A の方からあったように集落センター1ヶ所では足りないので、ごみ集積所の道路沿いにはなりますが1か所停留所を設置して欲しいということでした。

	その他の地域については概ね提示された内容で大丈夫ということです。 課題についてですが、実際にスクールバスが運行開始された後に、児童の登下校時の安全面や利用状況であったり、交通環境の変化に応じて停留所を再検討できるような、柔軟な対応を取り入れる仕組みを作ってほしいという意見が出ました。
議長	続きまして、仁手小学校区自治会よりお願いします。
部会員 J	仁手小学校区自治会では、運営協議会や P T A の意見を尊重したいと考えています。自治会長がどうのこうのではなく、それを聞いて設置場所を決めたいと話合っています。
議長	ありがとうございました。 ただいまの各委員からの報告や疑問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	鵜森の関係ですが、寿 3 丁目で諏訪の自治会加入で本庄東小学校に通える地域が確かにございます。そちらにつきましては承知をしておりますので、後日調整させていただきます。今回はまず皆さまに停留所の候補地を挙げていただいて、出そろった段階で設置場所やバスの大きさ等を協議していただく予定になっておりますので、まずは 10 月末をめどに停留所の候補地を挙げていただきたいと思います。また安全面のお話がありましたが、子どもたちの安全を重視して候補地を挙げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	バスの大きさ等も今後ということによろしいですか。
事務局	停留所を挙げていただいてから、バスの大きさを考えていく形です。また来年度には停留所を結んでルートを考えていきます。バスについては、入れる場所入れない場所、または時間がかかりすぎる場合には 2 便が必要か等、話をさせていただく予定です。
議長	事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございますか。 その他この通学用バスについてご意見ご質問がございましたらお願いします。
	(異議なし)

議長	続きまして、議題（４）「その他について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日議題（４）はございません。
議長	それでは、これで本日の議題は終了となります。進行を事務局にお返しします。
事務局	慎重なご協議、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました太田部会長にお礼申し上げます。ありがとうございました。 続きまして、次第の５番「事務連絡」について、事務局から説明をいたします。 事務局より連絡が３点ございます。 まず、１点目といたしまして、本日の会議の会議録の案に、事務局で作成が完了次第、部会員の皆さまにメールにて送付させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。 ２点目といたしまして、今後の会議の開催予定になります。先日、第３回及び第４回会議の予定を通知させていただきました。本日の資料１にも記載しておりますが、次回の第３回会議は９月１４日、第４回会議は１１月２７日に開催いたしますので、ご予約していただきますようお願い申し上げます。 最後に、３点目といたしまして、会議で知り得た情報の取り扱いにつきまして、お願いとなります。 本会議で協議した事項につきましては、決定したことではございません。統合準備委員会に報告後、修正変更となることもございますので、情報の取り扱いにつきましては慎重をお願いいたします。 不明な点等ありましたら、事務局までご相談いただきますようお願い申し上げます。 事務局からの連絡は以上です。 それでは、以上をもちまして、第２回学校生活部会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。